

## 会則 改定案

変更主旨：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）の実証事業（※）において作成された標準仕様書以外の標準仕様書については、NEDOは著作権を有しないとの見解を確認したため以下の変更を行うものです。

改訂前	改訂後
<p>第1条 水道情報活用システム標準仕様書の原著作者の著作権者を次の各号とする。</p> <p>(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>2 水道情報活用システム標準仕様書の二次的著作物の著作権者を次の各号とする。</p> <p>(1) 株式会社 JECC</p> <p>(2) 水道情報活用システム標準仕様研究会</p>	<p>第1条 水道情報活用システム標準仕様書の原著作者の著作権者を次の各号とする。</p> <p>(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>2 水道情報活用システム標準仕様書の二次的著作物の著作権者を次の各号とする。</p> <p>(1) 株式会社 JECC</p> <p>(2) 水道情報活用システム標準仕様研究会</p> <p><u>3 前2項に係わらず、標準仕様書記載の原著作者の著作権者および二次的著作物の著作権者が異なる場合は、標準仕様書記載のとおりとする。</u></p>

（※）NEDO「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業」における「水道IoTの社会実装推進に向けた検討」、及び「高度なデータ活用を可能とする社会インフラ運営システムの開発」事業